【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年６月29日
【会社名】	プリマハム株式会社
【英訳名】	Prima Meat Packers, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 千 葉 尚 登
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井三丁目17番４号
【電話番号】	03（6386）1833
【事務連絡者氏名】	執行役員 財経部長 古 賀 愼 一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目12番２号
【電話番号】	03（6386）1833
【事務連絡者氏名】	執行役員 財経部長 古 賀 愼 一
【縦覧に供する場所】	プリマハム株式会社西日本支社 （大阪市西淀川区竹島二丁目２番39号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成30年６月28日開催の当社第71回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年６月28日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(１)配当財産の種類

金銭とする

(２)配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　金６円　　配当総額　金1,510,319,988円

(３)配当がその効力を生じる日

平成30年６月29日

第２号議案 株式併合の件

(１)株式併合の割合

普通株式５株を１株の割合をもって併合する。

(２)株式併合の効力発生日

平成30年10月１日

第３号議案 定款一部変更の件

(１)定款第６条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を３億5,000万株から7,000万株に変更する。

(２)定款第８条（単元株式数）に定める単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(３)上記(１)、(２)の変更は株式併合の効力発生日である平成30年10月１日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除する。

(４)定款第28条第３項（監査役の選任）に定める会社法の引用条文を会社法第329条第２項から会社法第329条第３項に変更する。

第４号議案 取締役９名選任の件

取締役として、松井　鉄也、千葉　尚登、矢野　雅彦、内山　高弘、佐々木　久志、新村　融一、鈴木　英文、山下　丈、野尻　恭を選任する。

第５号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役７名（社外取締役を除く。）および監査役２名（非常勤監査役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額21,825,000円（取締役分18,825,000円、監査役分3,000,000円）を支給する。

第６号議案 取締役の報酬額改定の件

経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と改定する。取締役の報酬額には、従来と同様使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第７号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

取締役（社外取締役を除く。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度を導入することをお願いするものであります。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。当社は、信託期間の開始時に、対象期間に対応する必要資金として、390百万円を上限とした資金を本信託に拠出します。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果および賛成の割合
第１号議案	109,677	316	26	（注）①	可決 (99.8%)
第２号議案	109,533	460	26	（注）②	可決 (99.7%)
第３号議案	109,614	378	26	（注）②	可決 (99.8%)
第４号議案					
1.松井　鉄也	100,907	8,095	1,017	（注）③	可決 (95.8%)
2.千葉　尚登	107,019	1,984	1,017	（注）③	可決 (98.6%)
3.矢野　雅彦	106,420	3,574	26	（注）③	可決 (98.3%)
4.内山　高弘	106,265	3,729	26	（注）③	可決 (98.2%)
5.佐々木　久志	106,419	3,575	26	（注）③	可決 (98.3%)
6.新村　融一	106,419	3,575	26	（注）③	可決 (98.3%)
7.鈴木　英文	106,419	3,575	26	（注）③	可決 (98.3%)
8.山下　丈	106,456	3,538	26	（注）③	可決 (98.3%)
9.野尻　恭	109,168	826	26	（注）③	可決 (99.6%)
第５号議案	86,795	23,199	26	（注）①	可決 (89.3%)
第６号議案	108,885	849	286	（注）①	可決 (99.4%)
第７号議案	107,531	2,464	26	（注）①	可決 (98.8%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次の通りです。
①第１号、第５号、第６号、第７議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
②第２号、第３議案は、議決権行使をすることができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によるものであります。
③第４号議案は、議決権行使をすることができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため議決権の数の一部は加算しておりません。